

各 位

会 社 名 ア マ ノ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 崎 学
(コード番号 6436 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員
経 営 企 画 本 部 長 井 原 邦 弘
(TEL : 045-439-1591)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、2023年6月29日開催予定の当社第107回定時株主総会に「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 将来的な事業拡大を視野に、ロボット事業について事業目的に追加するものであります。
(第3条)
- (2) 経営の監督と執行の分離に向け、取締役会の招集権者及び議長について取締役社長から取締役会長に変更するものであります。(第23条)

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(目 的) 第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (第1号～第19号まで略) (新設) <u>20.</u> 前各号に付帯関連する一切の事業 <中略>	(目 的) 第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (第1号～第19号まで略) <u>20.</u> 各種ロボットおよび関連機器の製造・販売・賃貸 <u>21.</u> 前各号に付帯関連する一切の事業 <中略>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>社長</u>が招集し、議長となる。取締役<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>会長</u>が招集し、議長となる。取締役<u>会長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>

3. 日程

取締役会決議	2023年4月26日
定款変更のための株主総会開催日	2023年6月29日
定款変更の効力発生日	2023年6月29日

以 上